

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項目	内容
①	処分名	食品衛生法に基づく営業の許可
②	法令名	食品衛生法
③	法令番号	昭和22年法律第233号
④	根拠条項	第52条
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	<p>第五十二条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 第五十四条から第五十六条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第51条 ・食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例第4条、別表第2(平成12年京都府条例第5号) ・食品衛生法施行細則 第6条、別表第3(平成12年京都府規則第12号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 10日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	10日
⑫	問合せ	生活衛生課食品衛生担当(075-414-4759)
⑬	備考	